

# 館山市ふるさと創生奨学資金の貸付及び返還に関する手引

担当課係名：館山市教育委員会 教育総務課 教育総務係  
電 話：0470-22-3685

## 1 申請について

### ①申請できる者

次の全てに該当し、学術優良かつ健康な者

- ・本市に住所を有し、引き続き1年以上居住している者又は本市に住所を有し、引き続き1年以上居住している者の子弟であること。
- ・人物、学業ともに優れている者であること。
- ・学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学又は別に定める専修学校の高等課程若しくは専門課程に入学が決定し、又は在学し、学業成績が優れ成業の見込みのある者であること。
- ・経済的理由により修学が困難な者であること。

### ②申請書の配付及び申請について

配付 毎年1月ごろ（広報1月号に掲載）

申請 毎年2月上旬（広報1月号に掲載）

窓口 市役所本館3階 教育総務課 教育総務係

### ③申請に使用する書類

- ・申請書（第1号様式）
  - 「申請者」は本人、「法定代理人」は保護者です。
  - 「連帯保証人」は2名です。身元が確実であり独立の生計を営む成年者で、原則として市内に住所を有する者です。
- ・推薦書（第2号様式）
  - 高等学校進学又は在学する者は、第2号様式（両面）を使用。
  - 大学進学又は在学する者は、第2号様式（裏面）を高等学校で記入してもらい、「調査書」を高等学校に請求し、添付。
- ・市税の完納証明書
  - 市役所市民課の窓口で請求し、添付。申請者と同じ世帯の者全員分が必要です。※未納があると奨学資金の貸付は受けられません。
- ・同意書
  - 課税状況の調査のために必要です。同意できない場合は、申請者と同じ世帯の者全員分の市県民税の課税額がわかる書類を添付。
- ・その他（下記の書類いずれか1点）
  - 進学する方が申請する場合 入学許可書又は合格通知書等の写し（申請時に進学先が決定していない場合は、決定後に提出。）
  - 在学中の方が申請する場合 在学証明書

## 2 借用中に使用する書類

### ①毎年、年度末に提出する書類

- ・学業成績表（第 6 号様式）又は学校の発行する成績証明書でも可。

### ②状況が変わったときに提出する書類

- ・ 辞退届（第 7 号様式）
- ・ 退学届（第 8 号様式）
- ・ 停学届（第 9 号様式）
- ・ 休学届（第 10 号様式）
- ・ 長期欠席届（第 11 号様式）… 1 ヶ月以上引き続いて欠席した場合
- ・ 転学届（第 12 号様式）
- ・ 身上等変更届（第 13 号様式）… 氏名、住所又はその他重要な事項に変更があった場合
- ・ 復学等届（第 14 号様式）
- ・ 死亡届（第 17 号様式）

## 3 返還中に使用する書類

### ①毎年、年度末に提出する書類

- ・ 現況報告書（第 18 号様式）

### ②状況が変わったときに提出する書類

- ・ 身上等変更届（第 13 号様式）… 氏名、住所、職業又はその他重要な事項に変更があった場合
- ・ 奨学資金返還免除申請書（第 15 号様式）
- ・ 奨学資金返還猶予申請書（第 16 号様式）
- ・ 死亡届（第 17 号様式）

## 4 連帯保証人に変更があったときに提出する書類

- ・ 連帯保証人変更届（第 19 号様式）
- ・ 連帯保証人氏名等変更届（第 20 号様式）